

### 3 騒音関係

#### 騒音規制法に基づく特定施設（騒音規制法施行令別表第1）

特 定 施 設	
1	金属加工機械 (イ) 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。） (ロ) 製管機械 (ハ) ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。） (ニ) 液圧プレス（矯正プレスを除く。） (ホ) 機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン（30重量トン）以上のものに限る。） (ヘ) せん断機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。） (ト) 鍛造機 (チ) ワイヤフォーミングマシン (リ) プラスト（タンブラスト以外のものとして、密閉式のものを除く。） (ヌ) タンブラー (ル) 切断機（といしを用いるものに限る。）
2	空気圧縮機及び送風機（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの※を除き、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	建設用資材製造機械 (イ) コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容器が0.45立方メートル以上のものに限る。） (ロ) アスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）
6	穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
7	木材加工機械 (イ) ドラムバーカー (ロ) チッパー（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。） (ハ) 碎木機 (ニ) 帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。） (ホ) 丸のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。） (ヘ) かんな盤（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

※環境省では、現在販売されている空気圧縮機について「騒音レベルが相当程度低いと考えられる機器が存在するもの（中略）生活環境保全上問題がないと評価できるようなものは存在しない」と考えています。そのため、令和5年4月1日現在、環境大臣が指定する空気圧縮機はありません。

#### 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音に係る特定施設

（静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第8）

特 定 施 設		規 模
1 金属加工機械	(1) 圧延機械	
	(2) 製管機械	
	(3) ベンディングマシン（ロール式のものに限る。）	原動機の定格出力が3.75キロワット以上のもの
	(4) 液圧プレス（矯正プレスを除く。）	
	(5) 機械プレス	呼び加圧能力が49キロニュートン以上のもの
	(6) せん断機	原動機の定格出力が3.75キロワット以上のもの
	(7) 鍛造機	
	(8) ワイヤフォーミングマシン	
	(9) プラスト（タンブラスト以外のものとして、密閉式のものを除く。）	
	(10) タンブラー	
	(11) 旋 盤	
	(12) ボール盤	
	(13) 平削り盤	

		(14) 型削り盤	
		(15) 高速切断機	
		(16) 研磨機（工具用研磨機を除く。）	
2	空気圧縮機及び送風機		原動機の定格出力が3.75キロワット以上のもの
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの
4	繊維機械	(1) 織機（原動機を用いるものに限る。）	
		(2) 紡績機械	
		(3) 撚糸機	
		(4) 製紐機	
5	建設用資材製造機械	(1) コンクリートプラント	
		(2) アスファルトプラント	
6	穀物用製粉機（ロール式のものに限る。）		原動機の定格出力が3.75キロワット以上のもの
7	木材加工用機械	(1) ドラムバーカー	
		(2) チッパー	
		(3) 碎木機	
		(4) 帯のご盤	
		(5) 丸のご盤	
		(6) かんな盤	
8	製紙機械 及び紙加工機械	(1) 抄紙機	
		(2) トイレットペーパーリワインダー	
		(3) コルゲートマシン	
		(4) 紙ひもより機	
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）		
10	合成樹脂用射出成形機		
11	鋳造型機		
12	クーリングタワー		原動機の定格出力が0.75キロワット以上のもの
13	集じん施設		
14	冷凍機（圧縮機を用いるものに限る。）		原動機の定格出力が3.75キロワット以上のもの

条例に基づく特定施設には、騒音規制法の指定区域内にある、騒音規制法の特定工場等に設置される施設を含まない。また、ひとつの特定工場に法と条例の両方の規制は適用されない。

## 参考 届出不要であるが、規制を受けるもの

### 1 生活環境への配慮（静岡県生活環境の保全等に関する条例第73条）

県民は、その日常生活に伴って発生する騒音により周辺的生活環境を損なうことのないように配慮しなければならない。

### 2 深夜の静穏保持（静岡県生活環境の保全等に関する条例第74条）

何人も、深夜（午後11時から翌日午前6時までの間をいう。以下同じ。）においては、相当数の住居が集合している区域及びその周辺において、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。

### 3 深夜の騒音に係る営業時間の制限命令等（静岡県生活環境の保全等に関する条例第75条）

知事は、飲食店営業その他の規則で定める営業に係る深夜における騒音（音響機器音、楽器音その他客の出入りに伴う騒音を含む。以下この条において同じ。）が規則で定める基準に適合しないことによりその騒音を発生する場所の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該営業を行うものに対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、営業時間の制限又は騒音の防止の方法の改善を命ずることができる。

### 4 拡声機の使用制限（静岡県生活環境の保全等に関する条例第76条第1項）

何人も、拡声機を使用する場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、拡声機の使用の方法、使用の時間及び音量に+ついて規則で定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 病院、学校その他これらに類する施設の周辺の区域であって、規則で定める区域において、商業宣伝を目的として拡声機を使用するとき。
- (2) 商業宣伝を目的として航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項に規定する航空機をいう。から機外に向けて拡声機を使用するとき。
- (3) 前二号に掲げる場合のほか、屋外において又は屋内から屋外に向けて拡声機を使用するとき（広報その他の公共の目的のために拡声機を使用するとき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動のために拡声機を使用するときその他商業宣伝以外の目的のために拡声機を使用する場合であって規則で定めるときを除く。）。